

農業委員会だより



とっても甘い巨峰ですよ（大字畑中地内）

- 農地転用には許可が必要です
- 耕作放棄地の解消にご協力を
- 農業委員さんのコラム（震災と食、これからの農業）
- 農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか
- 農業委員会委員選挙人名簿登載申請を忘れずに
- 農地を相続したら農業委員会に届出を
- 全国農業新聞賞を受賞
- 編集後記



第 7 号

平成23年9月20日発行
発行：川島町農業委員会
編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192
埼玉県比企郡川島町大字平沼1175
電話 049(297)1811(代表)
049(299)1760(ダイヤルイン)

農地の転用には、許可が必要です

農地の無断転用を防止しましょう

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。今回は、農地転用許可についてお知らせします。

農地転用とは

農地転用とは、農地を農地以外のものにする事で、農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などに転換することをいいます。

一時的な農地転用とは

農地を一時的に資材置場、土採取場などとして利用する場合や田・畑を埋め立てて農地造成をする場合も転用になり、許可が必要です。(一般的に農地の転用には許可が必要です。農地は無断転用できません。)

許可を受けずに転用したら

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可申請の計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止、現状回復等の命令がなされる場合があります。

ります。また、罰則の適用もあります。

農地は農業生産の基盤であり、景観・環境保全など重要な機能と役割があります。農地はかけがえのない財産です。農業委員会では町と連携し、無断転用や不法投棄がないよう農地パトロールを実施しています。農地のことについての相談は、地域の農業委員または農業委員会事務局へご連絡をお願いします。



農地を転用するには

自己用の転用(農家住宅・倉庫等)の場合、農地法第4条の許可申請が必要です。また、転用を目的とした売買、賃借(一般住宅・資材置場等)の場合、農地法第5条の許可申請が必要です。いずれも毎月10日締め切りです。

※市街化区域内の転用は、農業委員会への届出となります。なお、随時、受け付けています。

農地改良するには

農地を埋め立てて畑などにする場合には、農地改良の届出が必要です。また、川島町埋立規制条例に基づく事前協議許可が必要で、千㎡以上の農地改良は県許可となります。
※毎年、6月から9月までの期間は、農地改良はできません。

耕作放棄地の解消にご協力を！

農業委員会では、耕作放棄地をなくしていこうと、毎年耕作放棄地の現地調査を行っています。今年も8月上旬に、町内全域の農地を3日間にわたり、調査しました。



◆耕作放棄地が与える影響◆

- ①耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほど荒れてしまいます。
- ②耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響として、病害虫・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障などが考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっています。
- ③地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となるなどが考えられます。

★雑草等の刈り取りのお願い★

農地は1年以上放っておくと雑草が生い茂り、病害虫発生等の原因にもなり、周辺農地にたいへん迷惑をかけることとなります。所有者のかたは農地の適正な管理をお願いします。

震災と食

3月11日、東日本大震災が発生した。現在もなお各メディアでは地震、津波、原発、風評被害と連日トップで伝えている。当時を日本沈没と海外のメディアが報じたのも、この事故の大きさから理解できなくもない。町でも放射線量を15か所で測定し随時発表している。

近くのスーパーでは、ニュージーランド産のりんごがメイン売り場を独占し、その片隅に青森産の「ふじ」がおかれていた。

これは企業の戦略なのか、それとも安全、安心を求める消費者の心理なのか、風評被害のこともあり、今年は特に目についた。

被災地にある小学校の作文集に「塩むすび一個を10分かけて食べた」とあった。これは、米の美味と満腹感を伝えるものであったが、戦後の苛酷な食料不足と重なり、被災の境遇の中、この子供たちがいかにたくましく生きていけるか、あらゆる面から食に対する考えを改めなければなるまい。

ここにきて、学者ら著名人が「TPP参加をためらうな」と一斉に声をあげている。それは、

企業の海外流出阻止と農業の国際競争力のアップだ。前述はわかるような気はするが、農業に他国との競争は必要だろうか疑問だ。まして、食料自給率が低迷の中で関税撤廃ともなれば、りんごと同じでスーパーが外国産であふれかえることは明白だ。一つの貿易交渉でも不利益がでる農業に保護と称し、新しい制度をつくるが、継続性がなく農業の犠牲の上に成り立っている。

震災で何が残るのかTPPを含め注視していきたい。
(苗木委員)

いれからの農業

去る3月11日に東日本大震災が発生しました。想定外といわれた大津波などで被害に遭われたかたがたに心からお見舞い申し上げます。

家屋の倒壊などで瓦礫の山を見ると心が痛みます。田畑も塩害などの被害で何年も作付けができない状態が続くといわれています。被災された農業者の話によると、種まきなど忙しくなる矢先で途方に暮れてしまった他人事とは思えず、同じ思いで

なりません。また、地域によっては、収穫された農作物が原発事故によつて販売できない可能性もあり、一日も早い復興を願うものであります。

近年、農業者人口が減少しつつあります。農業者の高齢化や新規就農者が少ないことにも原因があると思われませんが、我々農業委員としても魅力ある農業を推進し、農業者の確保に努めなければならぬと考えています。

また、農産物価格が低迷するなか、農業機械や肥料、農薬などの高騰もその原因にあると思います。これからは、高品質な作物をつくることはもちろんですが、いかにコストを下げることでできるかが問題点であると考えます。これらを見据えたなかで農業者人口が増えていくことを期待しています。

川島町は水田地帯であり、米作りに適しています。品質や味も良いとの評判で遠方から直売所などへ来るかたが多くなってきました。今後も、品質がよく美味しい米作りを目指し、併せて川島町のPRに努めていきたいと思えます。

(小久保委員)

農業者の皆さん 老後の備えは万全ですか？

農業者年金は老後生活がっちりサポート

農業者年金のメリット

●少子・高齢化時代に強い積立方式の年金

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

●終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

●保険料の額は自由に決められます

掛け金は月2万円～6万7千円の範囲内で千円単位で自由に選択でき、いつでも保険料の変更ができます。

●税制上の優遇措置

支払った保険料は全額が社会保険料控除対象。所得税や住民税の節税になります。支払った保険料の15%～

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金 [愛称]

30%程度の節税になります。

●保険料の国庫補助

認定農業者等の一定の要件を備えた意欲のある担い手には、保険料の2割、3割、5割の国庫助成があります。



登録申請を忘れずに！ 農業委員会委員選挙人名簿

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただく申請書を基に毎年1月1日現在で調整しています。申請書は、農業委員会・選挙管理委員会から行政区の区長さんを通じて、11月末ごろにお配りします。

耕作面積や耕作従事日数などを記入のうえ、行政区の区長さんへ提出してください。

なお、個人情報保護のため、封書での配布・提出をお願いします。

※10アール以上の農地を所有し、耕作している世帯で申請書が配布されていない世帯があります。もし、選挙管理委員会事務局または農業委員会事務局にお問い合わせください。

資格条件

平成24年1月1日現在で、川島町に住所を有し、平成24年3月31日現在で年齢満20歳以上になるかた（平成4年4月1日までに生まれたかた）で、次のいずれかに該当するかた。

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営んでいるかた。
- ② ①の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事するかた。
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事するかた。

農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

1月1日現在で申請のあった農業委員会委員選挙人名簿の縦覧及び異議の申出期間は次のとおりです。

■ 期間：2月23日から3月6日まで

■ 場所：川島町選挙管理委員会事務局

◆ 詳しくは、川島町選挙管理委員会事務局（☎209-1753）または、農業委員会事務局（☎209-1760）まで。

農地を相続したら 農業委員会に届出を

相続等により農地を相続した場合、その農地のある農業委員会への届出が必要です。相続での農地の取得は、相続権のある人なら可能ですので、農家でない人や地元に住んでいない人も農地を所有することができます。

相続を知った日から10か月以内に農業委員会へ提出してください。届出には、相続した土地すべての土地謄本（相続登記が終了しているもの）を持参のうえ、窓口へお越しください。



川島町農業委員会だよりが 全国農業新聞賞を受賞

このほど、川島町農業委員会だよりが全国農業会議所主催の「第17回全国農業新聞農業委員会だよりコンクール」で全国農業新聞賞を受賞しました。平成6年の第1回コンクール以来、埼玉県内の町村では初の受賞となりました。



「全国農業新聞」は、農業者の公的代表組織である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。申込みは、農業委員会事務局へ。発行：全国農業会議所

編集後記

黄金色に稲穂が色づき実りの秋を迎えました。今年も例年どおり豊作が期待されております。

昨年は猛暑、今年は東日本大震災及び、それに伴う大津波による福島原発事故。

留まることの無い放射能汚染、他人事と思われた汚染が遠く離れた川島町でも発生するとは夢にも思いませんでした。

こうしたなか、第7号の農業委員会だよりを皆様に無事にお送りできますことに感謝申し上げます。

（安田委員）



- 編集委員長 鹿山 柳治
 編集副委員長 前嶋 勇男
 編集委員 安田 昌生
 猪鼻 文明
 大澤 伊吉
 木村 一男
 横川 三男
 石黒 安太郎

相談役